

スポーツ施設等の使用料等の見直しについて

1 改正方針

パターン1：「時間帯区分の統一」＋「個人利用の統一等」

パターン2：「時間帯区分の統一」＋「個人利用の統一等」＋「使用料の統一」

2 時間帯区分の統一

「占有利用」における時間帯区分を3時間単位に統一する。

※単価は、現行のまま据え置きとする。

時間帯①	時間帯②	時間帯③	時間帯④	時間帯⑤
6～9時	9～12時	12～15時	15～18時	18～21時

ただし、宮城体育館については、宮城中が授業、部活動で施設利用を行っており、上記の時間帯を適用した場合、部活動に影響が出るため、次のとおりとする。

時間帯①	時間帯②	時間帯③	時間帯④	時間帯⑤
9～12時	12～15時	15～17時	17～19時	19～21時

※詳細は、別紙のとおり。

3 「個人利用」の統一

(1) 利用者区分の統一

現在、個人利用を導入している施設において、利用者区分の表現は次の3区分。

①	「一般」＋「中学生以下」
②	「一般」＋「18歳以下」
③	利用者の区別なし（すべての利用者が一律の料金）

→①の「一般」＋「中学生以下」に統一

(2) 施設種別ごとの使用料の統一

① 体育館・柔道場・剣道場・弓道場・陸上競技場

区分	一般	中学生以下
拠点施設	300円	100円
全市対象施設	300円	100円
地域利用施設	100円	50円

② トレーニング施設

全施設 一般：300円、中学生以下：100円

③ プール

区分	一般	中学生以下
屋外プール	200 円	50 円
屋内プール	300 円	100 円

※詳細は、別紙のとおり。

4 「年間練習」・「年間利用」の廃止

(1) 年間練習・年間利用とは

事前予約（貸切予約）はできないが、予約が入っていない場合に限り、自由に施設利用ができる制度。

(2) 導入施設

施設区分	施設名
テニスコート	三俣テニスコート、王山運動場
陸上競技場	前橋総合運動公園、王山運動場

(3) 廃止

現在、他施設においては、すべての施設で1回の利用について使用料を負担してもらう方式であり、他施設との公平性、適正な受益者負担の観点から廃止とする。

(4) 経過措置

現利用者においては、全体的に値上げとなることから、施行を1年間延長し、平成30年度末をもって廃止とする。

※詳細は、別紙のとおり。

5 「高齢者」の使用料

(1) 目的

- ① 高齢者の健康増進
- ② 平日昼間などの比較的利用が少ない施設の有効活用

(2) 改正案

市内在住の65歳以上の利用者について、「個人利用」時に使用できる回数券の割引販売を行う。

→3,000 円で3,900 円分の回数券

※現行：3,000 円で3,300 円分の回数券

6 「占有利用」における「若年層」の使用料

(1) 現在の導入状況

現在、「占有利用」において、中学生、高校生以下の使用料が一般の使用料より安くなっている施設は次のとおり。

- ①前橋フットボールセンター（下増田運動場）
- ②前橋総合運動公園
- ③大胡総合運動公園 ※サッカー場のみ

(2) 課題

若年層（高校生以下）の使用料を一般より割引いた場合、土日祝日に行われている大会等の多くがそれに該当し、使用料収入が大幅に減少することが予想されるため、使用料の統一とあわせて検討したい。

7 スケジュール

- | | |
|-------------|---|
| H 2 9 . 1 0 | 条例改正案作成 |
| H 2 9 . 1 2 | 第 4 回定例市議会 条例改正
※改正後、速やかに利用者、関係団体等へ周知。 |
| H 3 0 . 4 | 新条例施行開始（H30. 4. 1～） |